

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年4月30日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カプラス  
(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟  
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健  
弁護士 白川 剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト  
(Nomura Global Select Trust)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド  
100億米ドル(1兆625億円)を上限とします。  
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2021年2月26日  
現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.25円)によりま  
す。以下、別段の表示がない場合は、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年4月30日付で半期報告書を提出いたしましたので、2021年1月29日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により更新または追加するため、また、2021年2月5日付で豪ドル・マネー・マーケット・ファンドが償還したことに伴い2021年3月31日付で改正約款が締結および2021年4月付でファンドの設立地における目論見書が変更されたため、関連する情報を変更し、さらに、日本における販売会社の情報、投資リスクの参考情報および管理報酬等に関する情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

### (1) 半期報告書提出に伴う訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 ( ) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。 )が管理するノムラ・グローバル・セレクト・トラスト(Nomura Global Select Trust)(以下「トラスト」といいます。 )のサブ・ファンドであるU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド(以下「ファンド」といいます。 )の運用状況は次のとおりです。

### (1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2021年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	407,848,259	65.71
	ドイツ	66,492,144	10.71
	フィンランド	36,994,869	5.96
	イギリス	9,998,048	1.61
	オランダ	9,997,970	1.61
	小計	531,331,290	85.60
現金その他の資産(負債控除後)		89,361,992	14.40
総計 (純資産総額)		620,693,282 (約65,949百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。 )の円貨換算は、便宜上、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.25円)によります。以下、別段の表示がない場合は、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2020年3月1日から2021年2月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2020年3月末日	349,139	37,096	0.01	1.06
4月末日	357,819	38,018	0.01	1.06
5月末日	376,062	39,957	0.01	1.06
6月末日	395,424	42,014	0.01	1.06
7月末日	415,509	44,148	0.01	1.06
8月末日	458,911	48,759	0.01	1.06
9月末日	488,582	51,912	0.01	1.06
10月末日	507,142	53,884	0.01	1.06
11月末日	531,047	56,424	0.01	1.06
12月末日	538,338	57,198	0.01	1.06
2021年1月末日	592,938	63,000	0.01	1.06
2月末日	620,693	65,949	0.01	1.06

## 分配の推移

2021年2月末日前1年間における分配の推移は次のとおりです。

	1万口当りの分配金	
	米ドル	円
2020年3月	0.05771	6.13
4月	0.03298	3.50
5月	0.01710	1.82
6月	0.01760	1.87
7月	0.01208	1.28
8月	0.01215	1.29
9月	0.01043	1.11
10月	0.00972	1.03
11月	0.00977	1.04
12月	0.01166	1.24
2021年1月	0.01165	1.24
2月	0.00888	0.94

## 収益率の推移

計算期間	収益率(注)
2020年3月1日から2021年2月28日まで	0.21%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当り純資産価格

## &lt; 参考情報 &gt;

## 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移（2021年2月末日現在）



※7日間平均年換算利回りは課税前です。

## 2 販売及び買戻しの実績

2020年3月1日から2021年2月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2021年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

販売口数	買戻口数	発行済口数
136,431,391,602 (136,431,391,602)	109,475,482,751 (109,475,482,751)	62,069,328,216 (62,069,328,216)

(注) ( ) の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび豪ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2021年2月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=106.25円、1豪ドル=83.31円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
- d . 豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは、2021年2月5日付で償還しました。

[次へ](#)



## (1) 資産及び負債の状況

結合純資産計算書  
2021年1月31日現在

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

	U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド		豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
<b>資産</b>				
投資有価証券(注2)	485,839,120	51,620,407	4,999,961	416,547
銀行預金	405,832	43,120	24,767,148	2,063,351
定期預金	106,976,000	11,366,200	28,795,000	2,398,911
預金利息	1,358	144	81	7
前払費用	3,185	338	71,498	5,956
設立費(注2)	22,350	2,375	0	0
資産合計	593,247,845	63,032,584	58,633,688	4,884,773
<b>負債</b>				
未払費用(注7)	162,545	17,270	87,295	7,273
受益者への未払分配金	137,895	14,651	9,228	769
その他の負債	9,499	1,009	1,171	98
負債合計	309,939	32,931	97,694	8,139
純資産	592,937,906	62,999,653	58,535,994	4,876,634
発行済受益証券数	59,293,790,626 口		5,853,599,435 口	
1口当り純資産価格	0.01	1.06円	0.01	0.83円

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 結合純資産計算書

( 続き )

## 結合

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券(注2)	489,655,336	52,025,879
銀行預金	19,309,339	2,051,617
定期預金	128,953,762	13,701,337
預金利息	1,420	151
前払費用	57,756	6,137
設立費(注2)	22,350	2,375
資産合計	637,999,963	67,787,496
負債		
未払費用(注7)	229,173	24,350
受益者への未払分配金	144,938	15,400
その他の負債	10,393	1,104
負債合計	384,504	40,854
純資産	637,615,459	67,746,643

結合発行済受益証券数変動表  
2021年1月31日に終了した期間

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

	U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド
期首現在発行済受益証券数	41,550,905,707	12,526,802,203
発行受益証券数	83,273,028,508	2,035,625,164
買戻受益証券数	(65,530,143,589)	(8,708,827,932)
期末現在発行済受益証券数	59,293,790,626	5,853,599,435

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

中間財務書類に対する注記

2021年1月31日に終了した期間

## 注1 - 組織

## トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement à compartiments multiples*) としてルクセンブルグ大公国において設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト(以下「トラスト」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社 (*société anonyme*) でありルクセンブルグ大公国に登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される、証券およびその他の資産(以下「証券」という。)からなる非法人形態の共有体である。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

トラストは、異なるクラスの受益証券を発行することができ、管理会社の取締役会(「取締役会」)がクラス毎に決めた投資方針に従って個別に投資される。異なるクラス受益証券およびその投資ポートフォリオは、以下に「ファンド」として言及される。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法(改正済)(「2010年法」)のパート の規定に準ずる投資信託として適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも償還することができる。

## ファンド

2021年1月31日現在、トラストには、存続期間が無期限で設定されているノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - 豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの2つのファンド(各々を「ファンド」という。)が存在する。ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - NZドル・マネー・マーケット・ファンドは、2020年10月22日付で償還した。

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国、オーストラリアその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有するそれぞれ米ドル建ておよび豪ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

トラストおよびファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(以下「MMF規則」という。)に定義される短期マネー・マーケット・ファンド(以下「MMF」という。)としての資格を有する。より具体的には、各ファンドは、MMF規則第2条(11)に定義される公債コンスタントNAV MMFとしての要件を満たしている。

## 注2 - 重要な会計方針

トラストは、それぞれの通貨で各ファンドの会計帳簿を記帳し、米ドルで結合財務書類を作成している。

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成される。

## 投資有価証券

(a) 短期金融商品は、償却原価法で評価される。

(b) 投資対象短期MMFの投資証券または受益証券は、これらの投資対象短期MMFによって報告されるその入手可能な最新の純資産価格で評価される。

(c) 手元現金、預金、手形および要求払約束手形、ならびに前述の宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとする。

(d) 現金および他の流動資産は、額面価額に経過利息を加えて評価される。

## 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日(購入または売却の注文が実行される日)に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。

受取利息は、発生利息に基づいて計上される。支払いが滞ったり支払いに問題があると投資運用会社が判断する場合には、トラストは収益を計上しない。

#### 外貨換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算されている。

各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

米ドル建てで結合財務書類を作成するにあたり、米ドル以外の通貨建ての各ファンドの計算書は、期末現在の実勢為替レートで換算されている。

2021年1月31日現在、以下の為替レートが使用された。

1米ドル=1.310188豪ドル

#### 純資産価格の計算方針

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格は、当該ファンドのすべての投資有価証券およびその他の資産の合計から当該ファンドの負債を控除した額を発行済受益証券の口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルグ時間の午後6時頃に管理会社および保管受託銀行の事務所において各取引日に入手可能である日々の1口当り純資産価格および各ファンドに関して宣言される1口当りの日々の分配金額を決定するために、管理会社によって任命されている。

#### 設立費

MMF規則に準拠したトラストの再編成についての費用が発生した。当該費用は、5年間に亘り定額法で償却される。

#### 注3 - 管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.010%以下の管理報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.010%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。管理報酬の引下げは2008年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

管理報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2021年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%であった。

各ファンドの投資運用会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.150%以下の投資運用報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.150%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。投資運用報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.12%
0.20%未満となった場合	0.09%
0.10%未満となった場合	0.06%
再度0.10%未満となった場合	0.03%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

投資運用報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.250%超となった場合	0.03%
再度0.250%超となった場合	0.06%
0.350%超となった場合	0.09%
0.450%超となった場合	0.12%
0.525%超となった場合	0.15%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2021年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%であった。

#### 注4 - 保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.070%以下の保管報酬および管理事務代行報酬を、各ファンドの資産から受領する権利を有する。

年率0.070%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。保管報酬および管理事務代行報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.052%
0.20%未満となった場合	0.039%
0.10%未満となった場合	0.026%
再度0.10%未満となった場合	0.013%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

保管報酬および管理事務代行報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.250%超となった場合	0.013%
再度0.250%超となった場合	0.026%
0.350%超となった場合	0.039%
0.450%超となった場合	0.052%
0.525%超となった場合	0.070%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2021年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%であった。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。)ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、当該ファンドが負担する。

#### 注5 - 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.080%以下の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

年率0.080%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。代行協会員報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満となった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.064%
0.20%未満となった場合	0.048%
0.10%未満となった場合	0.032%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

代行協会員報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.250%超となった場合	0.016%
再度0.250%超となった場合	0.032%
0.350%超となった場合	0.048%
0.450%超となった場合	0.064%
0.525%超となった場合	0.080%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2021年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%であった。

#### 注6 - 販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券の当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を、各ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.35%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。販売会社報酬の引下げは2008年12月10日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.45%未満となった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.30%
0.40%未満となった場合	0.25%
0.35%未満となった場合	0.20%
0.30%未満となった場合	0.16%

0.20%未満となった場合	0.12%
0.10%未満となった場合	0.08%
再度0.10%未満となった場合	0.04%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

販売会社報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.25%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

7日間平均利回り	販売会社報酬
0.250%超となった場合	0.04%
再度0.250%超となった場合	0.08%
0.350%超となった場合	0.12%
0.450%超となった場合	0.16%
0.525%超となった場合	0.20%
再度0.525%超となった場合	0.25%
再度0.525%超となった場合	0.30%
0.575%超となった場合	0.35%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2021年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%であった。

#### 注7 - 未払費用

##### ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

	U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(米ドル)
コルレス銀行報酬	5,475	3,260	7,963
法務報酬	4,166	1,027	4,950
海外登録費用	71,690	8,789	78,398
現金支出費	6,711	4,384	10,057
専門家報酬	14,239	714	14,784
印刷費・公告費	4,387	114	4,474
年次税	6,705	532	7,111
償還費用	0	53,639	40,940
その他の費用	49,172	14,836	60,496
	162,545	87,295	229,173

## 注8 - 税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産に対して年率0.01%の資本税を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

## 注9 - 分配

管理会社の取締役会は、各ファンドの投資方針に記載された、受益証券1口当り純資産価格の金額を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、当該ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し当該ファンドに帰属する。

2021年1月31日に終了した期間中に、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは、それぞれ335,044米ドルおよび19,795豪ドルの分配金を支払った。

## 注10 - 税引後のファンドの当期実績

2021年1月31日に終了した期間におけるU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの税引後の実績は335,044米ドルの利益であった。注記9に記述のとおり、ファンドは、受益者に対して335,044米ドルの分配を行った。

2021年1月31日に終了した期間における豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの税引後の実績は19,795豪ドルの利益であった。注記9に記述のとおり、ファンドは、受益者に対して19,795豪ドルの分配を行った。

## 注11 - 重要事象

2020年初頭以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行が世界経済や金融市場に悪影響を与え、大きな変動を引き起こしている。

COVID-19の流行がトラストの投資先の財務実績に与える影響は、流行の続く期間や拡大、ならびに関連する勧告や制限を含む今後の展開次第である。これらの展開とCOVID-19が金融市場および経済全体に及ぼす影響は、不確実性が高く、予測することはできない。金融市場および/または経済全体への影響が長期に及ぶ場合、トラストの将来の投資成果は重大な悪影響を受ける可能性がある。

このような状況の中、管理会社は、ウイルス拡大の抑制に向けた各国政府の取り組みを継続的に注視しており、トラストのパフォーマンスに与える潜在的な経済的影響をモニターしている。

トラストは、投資方針および目論見書に従った通常の運用を継続することができる十分な能力がある。ファンドの未監査の純資産価額は日次で入手可能である。

## 注12 - 後発事象

管理会社の取締役会は、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストの保管受託銀行であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の承認を得て、ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - 豪ドル・マネー・マーケット・ファンドを2021年2月5日（償還日）付で清算手続きを開始することを決定した。

[次へ](#)



## (2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券明細表

2021年1月31日現在

(米ドル(USD)で表示)

通貨	額面価額 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
フィンランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	12,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 12/04/21	11,994,365	11,995,569	2.02
USD	10,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 08/03/21	9,993,893	9,997,571	1.69
USD	5,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 08/02/21	4,996,783	4,999,815	0.84
			26,985,041	26,992,955	4.55
		フィンランド合計	26,985,041	26,992,955	4.55
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	30,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 26/07/21	29,966,217	29,967,517	5.04
USD	20,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 07/05/21	19,987,142	19,989,820	3.37
USD	20,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 26/05/21	19,985,877	19,986,583	3.37
USD	20,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 27/05/21	19,985,011	19,985,636	3.36
USD	16,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 16/03/21	15,987,068	15,995,035	2.70
USD	15,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 04/02/21	14,991,839	14,999,734	2.53
USD	15,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 24/02/21	14,985,833	14,997,884	2.53
USD	15,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 26/02/21	14,991,791	14,997,668	2.53
USD	15,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 08/03/21	14,995,189	14,996,938	2.53
USD	15,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 06/04/21	14,991,398	14,993,950	2.53
USD	12,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 01/02/21	11,994,100	12,000,000	2.02
USD	12,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 30/04/21	11,994,239	11,994,429	2.02
USD	10,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 01/02/21	9,994,050	10,000,000	1.69
USD	10,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 09/02/21	9,994,406	9,999,514	1.69
USD	10,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 16/02/21	9,995,165	9,999,105	1.69
USD	10,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/02/21	9,993,071	9,999,080	1.69
USD	10,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 08/03/21	9,991,338	9,998,018	1.69
USD	10,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 19/04/21	9,994,703	9,995,468	1.69
USD	10,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 07/05/21	9,993,761	9,994,013	1.69
USD	9,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 08/02/21	8,995,143	8,999,580	1.52
USD	8,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 13/04/21	7,995,454	7,996,373	1.35
USD	8,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 28/04/21	7,995,025	7,996,180	1.35
USD	6,500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 16/02/21	6,496,555	6,499,377	1.10
USD	6,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 12/02/21	5,996,537	5,999,586	1.01
USD	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 16/02/21	4,994,710	4,999,488	0.84
USD	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 19/02/21	4,996,313	4,999,460	0.84
USD	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 12/05/21	4,996,602	4,997,169	0.84
USD	4,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 09/03/21	3,996,856	3,999,057	0.67
USD	3,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 03/02/21	2,998,429	2,999,962	0.51
USD	2,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 10/02/21	1,998,856	1,999,888	0.34
USD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 09/04/21	998,924	999,604	0.17
			337,271,602	337,376,116	56.90
		フランス合計	337,271,602	337,376,116	56.90

通貨	額面価額 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	25,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 26/02/21	24,978,289	24,996,358	4.21
USD	25,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 20/04/21	24,988,754	24,990,254	4.21
USD	15,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 03/03/21	14,991,476	14,997,127	2.53
USD	10,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 24/02/21	9,992,733	9,998,915	1.69
USD	10,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 02/03/21	9,994,753	9,998,309	1.69
USD	6,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 01/04/21	5,995,567	5,997,838	1.01
USD	5,500,000	KFW CP 01/03/21	5,495,543	5,499,145	0.93
USD	5,000,000	KFW CP 08/03/21	4,994,416	4,998,883	0.84
			101,431,531	101,476,829	17.11
		ドイツ合計	101,431,531	101,476,829	17.11
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	10,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 13/04/21	9,995,752	9,996,649	1.69
			9,995,752	9,996,649	1.69
		オランダ合計	9,995,752	9,996,649	1.69
イギリス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	10,000,000	EBRD CP 07/04/21	9,995,252	9,996,571	1.69
			9,995,252	9,996,571	1.69
		イギリス合計	9,995,252	9,996,571	1.69
		他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある証券合計	485,679,178	485,839,120	81.94
		投資有価証券合計	485,679,178	485,839,120	81.94

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

## 投資有価証券の業種別および地域別分布表

2021年1月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
フィンランド	
金融	4.55
	<hr/>
	4.55
フランス	
金融	56.90
	<hr/>
	56.90
ドイツ	
金融	17.11
	<hr/>
	17.11
オランダ	
金融	1.69
	<hr/>
	1.69
イギリス	
金融	1.69
	<hr/>
	1.69
投資合計	<hr/> <hr/>
	81.94

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

## 投資有価証券明細表

2021年1月31日現在

(豪ドル(AUD)で表示)

通貨	額面価額 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
		ドイツ			
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	5,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 03/02/21	4,997,027	4,999,961	8.54
			<u>4,997,027</u>	<u>4,999,961</u>	<u>8.54</u>
		ドイツ合計	<u>4,997,027</u>	<u>4,999,961</u>	<u>8.54</u>
		他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある証券合計	<u>4,997,027</u>	<u>4,999,961</u>	<u>8.54</u>
投資有価証券合計			<u>4,997,027</u>	<u>4,999,961</u>	<u>8.54</u>

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

## 投資有価証券の業種別および地域別分布表

2021年1月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
ドイツ	
金融	8.54
	8.54
投資合計	8.54

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ(約4,843万円)で、2021年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約323万円)の記名株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=129.15円)によります。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社(その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日にルクセンブルグの官報であるメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン「メモリアル」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款(2017年11月16日付で改訂済)は、ルクセンブルグ商業および法人登記所(同所にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグ地方裁判所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法(改正済)(以下「2010年法」といいます。)第101条第2項および同法別紙に基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託(以下「UCI」といいます。)の付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)に定義されるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年法」といいます。)第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a)顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b)投資助言、(c)投資信託の受益証券の保管および管理または(d)2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。管理会社はまた、自らが業務(所在地および管理支援サービスを含みます。)を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有益および/もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。管理会社は、2010年法15章に定義される管理会社および2013年法に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

管理会社は、ファンドの投資運用業務およびそれに付随するその他業務をファンドの投資運用会社であるノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、また、ファンド資産の保管業務、2010年法および2013年法に基づく保管受託銀行としてのその他の業務ならびに管理業務を、保管受託銀行、登録・名義書換事務・支払、管理事務、発行会社代理人および評価代理人であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2021年2月末日現在、以下の表に記載の契約型オープン・エンド型投資信託の受益証券の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約1.2兆円です。

(2021年2月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	4,811,027,818.52米ドル
		1	2,560,484,448.30豪ドル
		1	98,326,677.16カナダ・ドル
		1	461,508,175.35NZドル
		1	47,377,401.29英ポンド
ルクセンブルグ	その他	15	928,974,722.74米ドル
		6	145,077,495.14ユーロ
		16	116,737,300,028円
		8	393,835,496.37豪ドル
		3	4,807,875.23カナダ・ドル
		4	138,113,643.79NZドル
		2	1,821,765.92英ポンド
		1	40,089,746.39メキシコ・ペソ
		1	248,228,940.81トルコ・リラ
ケイマン	その他	7	421,080,496.52米ドル
		2	119,447,426.24ユーロ
		3	355,171,720.19豪ドル
		3	104,087,802.23NZドル
合計		77	

### (3) その他

本書提出前6か月以内において訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

[次へ](#)

## (2) その他の訂正

下線または傍線部分は訂正箇所を示します。

### 第一部 証券情報

#### (2) 外国投資信託受益証券の形態等

##### <訂正前>

記名式無額面受益証券。U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券(以下「ファンド証券」といいます。)が本書により募集されます。

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド(以下「ファンド」または「サブ・ファンド」といいます。)は追加型です。

トラストは、サブ・ファンドとして基準通貨をアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)とするU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド(「アメリカMMF」、「America MMF」と称することがあります。)および基準通貨をオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)とする豪ドル・マネー・マーケット・ファンド(「オーストラリアMMF」、「Australia MMF」と称することがあります。)をもつアンブレラ型ファンドです。

(後略)

##### <訂正後>

記名式無額面受益証券(以下「ファンド証券」といいます。)

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド(以下「ファンド」または「サブ・ファンド」といいます。)は追加型です。

トラストは、サブ・ファンドとして基準通貨をアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)とするU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド(「アメリカMMF」、「America MMF」と称することがあります。)をもつアンブレラ型ファンドです。

(後略)

#### (3) 発行(売出)価額の総額

##### <訂正前>

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

100億米ドル(1兆389億円)を上限とします。

(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、2020年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=103.89円)によります。以下、別段の表示がない場合は、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

(後略)

##### <訂正後>

100億米ドル(1兆625億円)を上限とします。

(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.25円)によります。以下、別段の表示がない場合は、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

(後略)

#### (8) 申込取扱場所

##### <訂正前>

藍澤證券株式会社

東京都中央区日本橋1-20-3

ホームページ：<https://www.aizawa.co.jp>

(中略)

きらぼしライフデザイン証券株式会社(注2)



東京都港区南青山3-10-43

<https://www.kiraboshi-ld-sec.co.jp>

(中略)

七十七証券株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号(注3)

ホームページ：<https://www.77sec.co.jp>

(中略)

野村証券株式会社(注4)

東京都中央区日本橋1-13-1

ホームページ：<https://www.nomura.co.jp>

(以下それぞれ「販売会社」といいます。)

(注1) 上記各販売会社の日本における本支店および営業所において、申込みの取扱いを行います。

(注2) きらぼしライフデザイン証券株式会社における申込みの取扱いは2021年2月1日からです。

(注3) 2021年2月22日より、宮城県仙台市青葉区大町一丁目1番30号 新仙台ビルディングに変更予定です。

(注4) 申込みの取扱いは、確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申込みをする投資家に限ります。

<訂正後>

藍澤証券株式会社(注2)

東京都中央区日本橋1-20-3

ホームページ：<https://www.aizawa.co.jp>

(中略)

きらぼしライフデザイン証券株式会社

東京都港区南青山3-10-43

<https://www.kiraboshi-ld-sec.co.jp>

(中略)

七十七証券株式会社

宮城県仙台市青葉区大町一丁目1番30号 新仙台ビルディング

ホームページ：<https://www.77sec.co.jp>

(中略)

野村証券株式会社(注3)

東京都中央区日本橋1-13-1

ホームページ：<https://www.nomura.co.jp>

(以下それぞれ「販売会社」といいます。)

(注1) 上記各販売会社の日本における本支店および営業所において、申込みの取扱いを行います。

(注2) 2021年8月1日付で、所在地は東京都港区東新橋1-9-1に変更する予定です。  
また、2021年10月1日付で、商号がアイザワ証券株式会社となる予定です。

(注3) 申込みの取扱いは、確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申込みをする投資家に限ります。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

ファンドの形態

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）に基づく、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約関係を規定する約款（以下「約款」といいます。）によって設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型共有持分型投資信託です。トラストのサブ・ファンドであるU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド（「アメリカMMF」、「America MMF」と称することがあります。）および豪ドル・マネー・マーケット・ファンド（「オーストラリアMMF」、「Australia MMF」と称することがあります。）の受益証券は管理会社により取引日に純資産価格で発行され、また受益者の請求に応じていつでも純資産価格で買い戻す仕組みとなっています。

（中略）

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドです。現在、トラストは、2つのサブ・ファンド（U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンド）で構成されています。管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、サブ・ファンドを追加設立することができます。

（後略）

<訂正後>

ファンドの形態

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）に基づく、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約関係を規定する約款（以下「約款」といいます。）によって設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型共有持分型投資信託です。トラストのサブ・ファンドであるU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド（「アメリカMMF」、「America MMF」と称することがあります。）の受益証券は管理会社により取引日に純資産価格で発行され、また受益者の請求に応じていつでも純資産価格で買い戻す仕組みとなっています。

（中略）

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドです。現在、トラストのサブ・ファンドはU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドのみです。管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、サブ・ファンドを追加設立することができます。

（後略）

##### (2) ファンドの沿革

<訂正前>

（前略）

2020年10月22日 NZドル・マネー・マーケット・ファンドの償還

2020年12月28日 トラスト改正約款締結

<訂正後>

（前略）

2020年10月22日 NZドル・マネー・マーケット・ファンドの償還

2020年12月28日 トラスト改正約款締結

2021年2月5日 豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの償還

2021年3月31日 トラスト改正約款締結

##### (3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	2020年12月28日付で締結されたトラスト改正約款。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、転換、ファンドの償還等について規定しています。
---	------	---

(後略)

&lt;訂正後&gt;

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	2021年3月31日付で締結されたトラスト改正約款。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、転換、ファンドの償還等について規定しています。

(後略)

## (5) 開示制度の概要

## &lt; 訂正前 &gt;

ルクセンブルグにおける開示

(中略)

## (ロ) 受益者に対する開示

トラストの監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。トラストの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったトラストまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表されています。ルクセンブルグの商業および法人登記所（以下「RCS」といいます。）への約款の変更に関する預託通知は、公式な発表とみなされる中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（以下「RESA」といいます。）に公告されます。約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、RCSにおいて、約款（その変更を含みます。）を閲覧することができ、その写しを入手することができます。

(中略)

金融セクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/2088ならびに施行規則により要求されるとおり、トラストの英文目論見書において開示されていない場合には、すべての関連する情報は、トラストの年次報告書および半期報告書または管理会社のウェブサイトにおいて受益者に対して定期的に提供されるものとします。この提供は2021年3月10日までに実施されます。

日本における開示

(後略)

## &lt; 訂正後 &gt;

ルクセンブルグにおける開示

(中略)

## (ロ) 受益者に対する開示

トラストの監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。トラストの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったトラストまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表されています。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき監査されたトラストの年次財務書類が、各会計年度の末日から6か月以内に受益者に送付されます。

ルクセンブルグの商業および法人登記所（以下「RCS」といいます。）への約款の変更に関する預託通知は、公式な発表とみなされる中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（以下「RESA」といいます。）に公告されます。約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、RCSにおいて、約款（その変更を含みます。）を閲覧することができ、その写しを入手することができます。

(中略)

金融セクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/2088ならびに施行規則により要求されるとおり、トラストの英文目論見書において開示されていない場合には、すべての関連する情報は、トラストの年次報告書および半期報告書または管理会社のウェブサイトにおいて受益者に対して定期的に提供されるものとします。

日本における開示

(後略)

### 3 投資リスク

<参考情報>

<訂正前>

#### ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2015年12月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2015年12月～2020年11月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

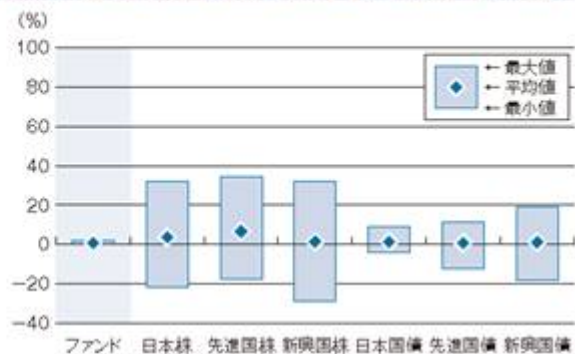
(ご注意)

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数  
日本株・・・TOPIX(配当込み)  
先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)  
新興国株・・・S&P新興国総合指数  
日本国債・・・BBGパークレイズE1年超日本国債指数  
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)  
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.68	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	0.21	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	0.84	3.7	6.6	1.4	1.4	0.8	1.2

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2015年12月～2020年11月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

&lt;訂正後&gt;

## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2016年3月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2016年3月～2021年2月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

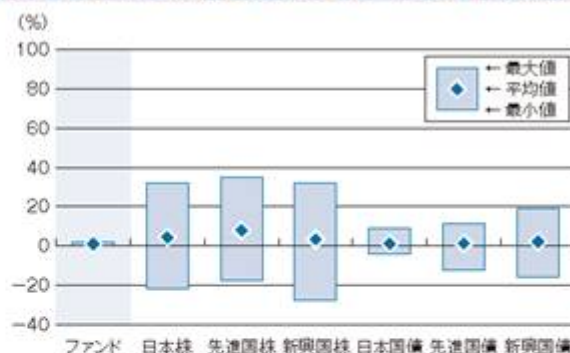
## (ご注意)

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数  
日本株・・・TOPIX(配当込み)  
先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)  
新興国株・・・S&P新興国総合指数  
日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数  
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)  
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.68	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	0.22	-22.0	-17.5	-28.0	-3.9	-12.3	-16.1
平均値(%)	0.85	4.4	7.8	3.3	1.2	1.2	2.1

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2016年3月～2021年2月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

#### 4 手数料等及び税金

##### (3) 管理報酬等

<訂正前>

(前略)

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2020年11月末現在の報酬率は以下の通りです。

管理報酬	年率0.000%
投資運用報酬	年率0.000%
代行協会員報酬	年率0.000%
販売会社報酬	年率0.000%
保管報酬	年率0.000%
管理事務代行報酬	年率0.000%

<訂正後>

(前略)

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2021年2月末現在の報酬率は以下の通りです。

管理報酬	年率0.000%
投資運用報酬	年率0.000%
代行協会員報酬	年率0.000%
販売会社報酬	年率0.000%
保管報酬	年率0.000%
管理事務代行報酬	年率0.000%

## 第2 管理及び運営

### 3 ファンド証券の転換

#### (2) 日本における転換

##### <訂正前>

トラストを構成する他のファンドを取り扱う日本の販売会社または販売取扱会社において、日本の販売会社または販売取扱会社が応じる場合は、ファンド間での転換（スイッチング）が可能です。

転換（スイッチング）の手続は、申込を行う日が、転換を行う二つのファンドの取引日で、かつ受渡日となる翌取引日も双方のファンドの取引日である場合に可能です。なお、一方のファンドの円貨による売却代金相当額をもって、他方のファンドの円貨による買付代金相当額とします。この場合の円貨と円貨以外の通貨との換算は、約定日における東京外国為替市場の相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。詳しくは販売会社または販売取扱会社に問い合わせるものとします。

(注) 豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは申込みの受付を停止しているため、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドのファンド証券から、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドのファンド証券への転換のみが可能です。なお、転換の申込みの最終受付日は、2021年2月3日です。

##### <訂正後>

トラストを構成する他のファンドを取り扱う日本の販売会社または販売取扱会社において、日本の販売会社または販売取扱会社が応じる場合は、ファンド間での転換（スイッチング）が可能です。

転換（スイッチング）の手続は、申込を行う日が、転換を行う二つのファンドの取引日で、かつ受渡日となる翌取引日も双方のファンドの取引日である場合に可能です。なお、一方のファンドの円貨による売却代金相当額をもって、他方のファンドの円貨による買付代金相当額とします。この場合の円貨と円貨以外の通貨との換算は、約定日における東京外国為替市場の相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。詳しくは販売会社または販売取扱会社に問い合わせるものとします。

(注) 現在トラストのサブ・ファンドはU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドのみのため、転換の取扱いはありません。

### 5 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

##### <訂正前>

##### 資産の評価

(中略)

トラスト中の各サブ・ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは以下の方法で設定されます。

- (a) 各サブ・ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各サブ・ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上されます。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上されます。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させます。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各サブ・ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させます。
- (e) 各サブ・ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとします。

取引日において、通信手段の一時的な故障やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、1口当り純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のために、直前の取引日に決定された純資産価格および1口当り分配金を使用することを決定することができます。

1口当り純資産価格は日次で計算されます。

1口当りコンスタントNAVは、以下に記載される方法で評価される全資産の合計額から全負債の合計額を差し引き、各サブ・ファンドの発行済口数で割ることにより、計算されます。

(後略)

##### <訂正後>

##### 資産の評価



(中略)

トラスト中のサブ・ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、サブ・ファンドの資産プールは以下の方法で設定されます。

- (a) サブ・ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、サブ・ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上されます。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上されます。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させます。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連するサブ・ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させます。
- (e) サブ・ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとします。

取引日において、通信手段の一時的な故障やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、1口当り純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のために、直前の取引日に決定された純資産価格および1口当り分配金を使用することを決定することができます。

1口当り純資産価格は日次で計算されます。

1口当りコンスタントNAVは、以下に記載される方法で評価される全資産の合計額から全負債の合計額を差し引き、サブ・ファンドの発行済口数で割ることにより、計算されます。

(後略)

## 第3 ファンドの経理状況

## 2 ファンドの現況

## 純資産額計算書

&lt;訂正前&gt;

(2020年11月末日現在)

・ 資産総額	531,360,086.75米ドル	55,202,999千円
・ 負債総額	313,496.15米ドル	32,569千円
・ 純資産総額 ( - )	531,046,590.60米ドル	55,170,430千円
・ 発行済口数	53,104,659,060口	
・ 1口当り純資産価格 ( / )	0.01米ドル	1.04円

&lt;訂正後&gt;

(2020年11月末日現在)

・ 資産総額	531,360,086.75米ドル	55,202,999千円
・ 負債総額	313,496.15米ドル	32,569千円
・ 純資産総額 ( - )	531,046,590.60米ドル	55,170,430千円
・ 発行済口数	53,104,659,060口	
・ 1口当り純資産価格 ( / )	0.01米ドル	1.04円

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2020年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 103.89円)によります。